

# 「いじめ防止対策推進法」に係る対応について

鹿屋市教育委員会学校教育課

## 1 「いじめ防止対策推進法」(H25.6.28 公布 H25.9.28 施行) \*以下、「法」という。

### 【目的】

平成 23 年 10 月に発生した滋賀県大津市いじめ事件をはじめとする様々ないじめ対応の課題を改善すべく、いじめの防止等のための対策の基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための基本的方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたもの。

### 【地方公共団体が新たに取り組むべき事項】

- (1) 「いじめ防止基本方針」の策定(法第 12 条) -----◇努力規定
- (2) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置(法第 14 条 1 項) -----\*できる規定
- (3) 重大事態における調査機関の設置(法第 28 条) -----◆義務規定
- (4) 市長(首長部局)における再調査機関の設置(法第 30 条 2 項) -----\*できる規定



## 2 鹿屋市としての対応

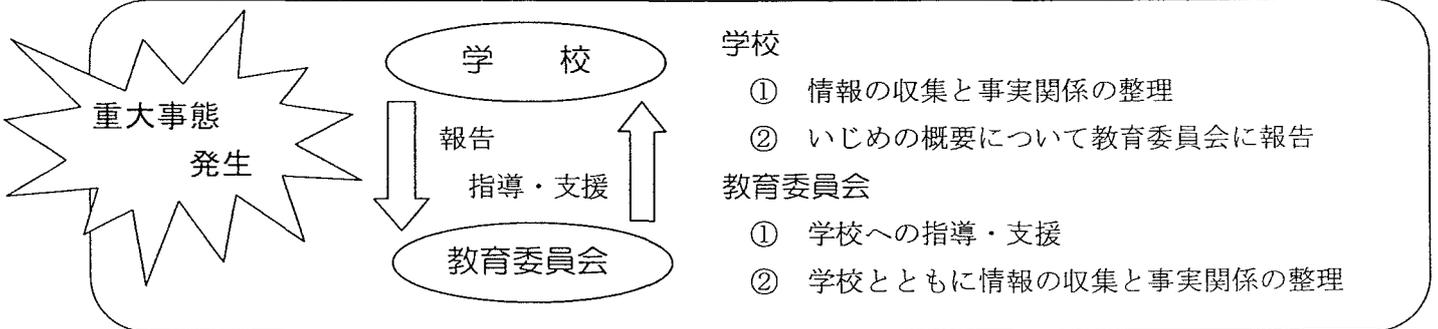
- (1) 「いじめ防止基本方針」の策定
  - ① 「鹿屋市いじめ防止基本方針」について
    - ・平成 26 年 7 月策定済み
  - ② 「学校いじめ防止基本方針」について.....義務規定
    - ・全ての小・中・高等学校で平成 26 年 4 月策定済み
- (2) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置
  - ・法第 14 条の規定による本組織は、既存の組織にその機能を持たせることで、対応可能なため、「**鹿屋市青少年問題協議会(議長:市長)**」の組織で、いじめ問題に対する取組の推進を図ることで対応する。
- (3) 重大事態における調査機関の設置  
**「鹿屋市いじめ対策第三者委員会」の設置**
  - ・設置条例(H26.4.1 施行)
  - ・委員 5 人(弁護士、大学教授、臨床心理士、保護者代表、教育関係者)
  - ・年間 10 回(予算化)
    - \*年 2 回開催は必須。それ以外は必要時に開催
- (4) 市長(首長部局)における再調査機関の設置
  - ・法第 30 条 2 項では、地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、市いじめ第三者委員会の調査結果について調査を行うことができる旨を定めている。
  - ・しかしながら、平成 27 年 4 月からの新教育委員会制度導入による市長を議長とする総合教育会議の協議事項等の一つの例に、「いじめによる児童生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合」が定められていることから、市長(首長部局)における再調査機関の設置の有無について検討する必要がある。

# 重大事態発生時の対応について

## 【想定される重大事態】

児童生徒がいじめを受けたことにより、

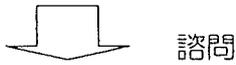
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」としては、30日を目安とするか、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）



## 【鹿屋市教育委員会】

鹿屋市教育委員会

- 鹿屋市いじめ対策第三者委員会への諮問
- 資料の提供



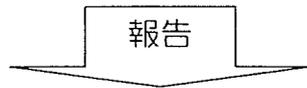
鹿屋市いじめ対策第三者委員会

- 提供を受けた資料に基づく審議
- 必要に応じた事情聴取等



鹿屋市教育委員会

- 調査結果の受理



市長

調査結果の検証の必要についての判断

- ※ 市長部局の附属機関を設置し、再調査することもできる。  
鹿屋市において、現段階では、市長部局の附属機関は未設置。
- ※ 検証結果については、市議会への報告が必要。